

防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成24年10月11日)

[件名]

- 1 鳥取県津波対策検討委員会の検討結果に係る取り組みについて
(危機管理政策課) … 1
- 2 原子力行政の現状について
(危機対策・情報課) … 2
- 3 第5回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について
(危機対策・情報課) … 3
- 4 鳥取県原子力防災専門家会議委員の利益相反について
(危機対策・情報課) … 9
- 5 「とっとり防災フェスタ2012」の開催について
(危機対策・情報課) … 10

危機管理局

鳥取県津波対策検討委員会の検討結果報告に係る取り組みについて

平成24年10月11日

危機管理政策課

東日本大震災の津波被害を踏まえ、本県の新たな津波被害想定や津波対策等の検討を行うことを目的として設置した「鳥取県津波対策検討委員会」の検討結果の知事報告を踏まえて、以下の取り組みを行うことにしています。

記

1 取組内容

(1) 県広報誌による広報

「県政だより9月号」により、委員会の検討結果（津波浸水想定・被害想定の詳細等）や津波の特性を踏まえた避難方法の違い（到達時間、浸水範囲、低地等の条件）等について、広く県民に周知を行った。

(2) パンフレットの作成

委員会の検討概要等をコンパクトにまとめたパンフレットを作成し、沿岸市町村等の集落に重点的に配布することにより、津波対策の普及啓発を図ることとしている。（11月末作成見込み）

(3) 津波防災講演会の開催

県の新たな津波浸水予測や今後の津波対策等の浸透と併せて、災害時における自助・共助の重要性について普及啓発を行うため「津波防災講演会」を下記のとおり開催する。

■日時：平成24年12月16日（日）13:30～15:30

■場所：倉吉未来中心（セミナールーム3）

■対象・定員：県民 約200名

■講演：演題 「(仮) 災害に強いまちづくりを支える自助・共助」

講師 鳥取大学大学院工学研究科教授 梶見 吉晴（鳥取県津波対策検討委員会委員）

■主催：鳥取県、(財)日本防火協会

※上記講演会以外にも、県に依頼のある出前説明会や市町村が行う住民説明会等の機会を捉えて、津波対策の普及啓発を行っていく。

(4) 防災フェスタでの津波避難訓練実施

10/28（日）に境港市を主会場として開催する「とっとり防災フェスタ2012」において、新たな津波浸水予測等に基づき、米子市、境港市、大山町、日吉津村の各地区で住民避難訓練及び避難所運営訓練等を実施する。（訓練参加人数：約3,000人）

※沿岸市町村以外も、津波被害沿岸地区への避難所運営支援及び情報伝達訓練等を合わせて実施。（参加町：伯耆町・江府町・南部町・日南町・日野町）

(参考) 知事報告概要

(1) 日時 7月17日（火） 午前10時45分～11時

(2) 場所 第4応接室（県庁本庁舎3階）

(3) 報告者 鳥取県津波対策検討委員会会長 松原雄平（鳥取大学大学院工学研究科教授）

(4) 報告事項 別添「鳥取県津波対策検討業務報告書概要」に基づき松原会長から説明

なお、この報告書には、これまで委員会において決定・確認された事項に加え、第4回検討委員会（H24.3.22開催）で算定することとされた建物及び人的被害の想定を追加しています。

原子力行政の現状について

平成24年10月11日
危機対策・情報課

1 国の現状

9月19日、国の新しい原子力安全規制体制（原子力規制委員会、原子力規制庁）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法等が施行された。

⇒ 改正原災法及び同法施行令により、既に島根原発に係る地域防災計画を作成していた本県は、関係周辺都道府県に、米子市・境港市は、関係周辺市町村に位置づけられ、法令上は、立地県等とほぼ同じ立場になった。

⇒ UPZ（緊急時防護措置準備区域：30km）は、改正原子力災害対策特別措置法により法定化される「原子力災害対策指針」で（10月中の見込み）定義され、県の地域防災計画に盛り込むことによって位置づけられる。

2 島根原子力発電所の現状

原子炉	1号機 (46万kW)	2号機 (82万Kw)	3号機 (137.3万kW)
現 状	第29回定期検査中 平成22年11月8日～ ・天井クレーン耐震裕度向上工事12月頃まで実施 ⇒年内の再稼働は事実上なし	第17回定期検査中 平成24年1月27日～ ※H24.8.3、ストレステスト評価を国へ提出	建設工事中(運転開始時期未定) ※ H23.4 時点の進捗率は、93.6% ※ 新設には当たらない
点検内容	・ 前回及び今回の定期検査においてひびを確認した、原子炉再循環系配管(3箇所)について配管取替え工事を実施	・ 原子炉再循環系配管他高周波加熱処理工事(応力腐食割れ対策) ・ 主発電機固定子コイル巻替工事など	・ 制御棒駆動機構使用前検査の準備 ・ 原子炉建物機密性能検査、燃料装荷検査、系統運転性能検査など
経過年数	38年(1974年3月29日)	23年(1989年2月10日)	—
着工日	1970年2月	1984年7月	2005年12月

3 鳥取県の現状

(1) 地域防災計画

- ・ 原災法に基づき、3月18日までに作成。

(2) 避難計画

- ・ 原子力安全対策プロジェクトチーム（知事をトップ）により、県庁の総力を挙げて作成中。
- ・ 島根県、米子市、境港市と連携し、本年度中の作成完了を目標とし、現在、概要を公表したところ。

(3) 協定の改定

- ・ 国の新しい原子力安全規制体制（原子力規制委員会、原子力規制庁）の発足を機会に、現協定に基づき、米子市、境港市と連携して、中国電力株式会社に改定の協議を申し入れる予定。
- ・ 10月3日、中国電力は、島根原発から30km圏に位置する3市（出雲市、安来市、雲南市）の協定締結の申し入れに対し、「現時点で回答できる状況にない、安全協定をはじめとする様々な議論の動向を注視しながら、今後も協議を継続していく（抜粋）」と回答した。
- ・ 全国の安全協定で、これまでのところ、鳥取県を上まわる内容のものはない。

第5回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について

平成24年10月11日
危機対策・情報課

9月6日、防災基本計画（原子力災害対策編）が、中央防災会議で修正決定され、本県が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（UPZ）として正式に位置づけられる見込みとなったことを踏まえ、本県の原子力防災体制整備の進捗状況の確認と作成中の住民避難計画を検討するため、次のとおりプロジェクトチーム（PT）会議を開催しました。

1 概要

(1) 日時、場所

9月12日（水）午後2時15分～3時15分、災害対策本部室（第二庁舎3階）

(2) 参加者

- ・知事、統轄監
- ・各部局長・次長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育委員会事務局次長、警察本部警備第二課長
- ・各総合事務所、米子市、境港市 …テレビ会議で参加
※各市町村にも会議の状況を自治体衛星通信で配信

(3) 主な議題

- ア 防災基本計画（原子力災害対策編）の修正と県の対応
- イ 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- ウ 住民避難計画の作成 等

2 検討状況

(1) 防災基本計画の修正を踏まえた県の対応状況

○中央防災会議で、防災基本計画（原子力災害対策編）が大幅に修正

主な修正事項	県の対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域は、原子力規制委員会が（近く）示す「原子力災害対策指針」の「原子力防災対策を重点的に実施すべき区域」を目安【PAZ、UPZの距離、地域等は明示されていない。】 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成作業に着手済み （改正原災法施行後、半年以内に関係自治体には改正が義務付けられる。（3/18まで）） ※政令で鳥取県、米子市、境港市は、策定すべき地域（関係周辺都道府県及び関係周辺市町村）として位置付けられる（9/19） ※今後、国が示す拡散シミュレーションを参考に島根県と連携してUPZの範囲を決定
<ul style="list-style-type: none"> ・SPEEDIの活用として、予測データを自治体やHP等で一般公表 ・SPEEDIと原子炉施設の状態予測等を迅速に行うERSSの一体的に運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・SPEEDIの計算範囲を拡大し、県全域と避難先・避難ルートとなる隣接県域も配信図形に反映（年度内完成予定）
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効的な緊急被ばく医療が実施できるよう緊急被ばく医療計画の策定（年度内完成予定） ・被ばく医療機関の指定を終了し（4月）、体制、資機材の整備を開始
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県等（2県6市）と連携して、住民避難計画を作成中

<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の予防的服用 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体は、国の方針又は独自判断により服用指示を行う 原子力規制委員会が服用方法を検討する予定 ⇒安定ヨウ素剤の服用基準を検討中
<ul style="list-style-type: none"> 住民の参加を考慮した実践的な防災訓練の共同実施と事後評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 来年1月頃、島根原発に係る島根県等と合同訓練を住民等も参加して実施予定

(2) 住民避難計画（広域避難計画）の策定

No.	区分	報告内容等
1	全体の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 市町村間のマッチング(コミュニティ(自治会単位))が終了 今後も県内各市町村間、島根県、米子市、境港市、国等(自衛隊、中国運輸局、JR等)と調整 ⇒9月 住民避難計画の概要公表、市町村との意見聴取、3月住民避難計画公表
2	避難計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 島根原発において過酷事故(シビアアクシデント)が発生した場合に、防護措置としての避難を迅速かつ的確に実施し、住民の安全安心を確保する。 ○対象 鳥取県内全域(UP Z 30 km圏内を含む)、県内外の要避難地域及び避難先地域を対象とする。 ○内容 避難対象地域や避難の要領(避難指示、避難の形態、災害時要援護者の避難、児童生徒避難、避難誘導)、避難手段(自家用車、公共交通)、避難経路、広域避難所運営、被ばく医療(スクリーニング、安定ヨウ素剤)、安否情報の収集・提供、広報、平常時・緊急時モニタリング等

(3) 避難計画に係る主な協議結果等

(ア) 今後のスケジュール

- 本日の議論をとりまとめ、住民避難計画の概要として県議会に説明する。
- 来年3月には住民避難計画を策定する。

(イ) 協議内容

・児童生徒の避難

安全を最優先として対応し、的確な状況判断のもと最終的に保護者に確実に引き渡すために、速やかに即時避難が求められる場合には、学校単位での避難を優先(避難先で保護者に引き渡す)するケースも想定し、バス等の輸送手段の手配を検討する。

・災害時要援護者の避難

輸送手段としての福祉タクシー等の県内調達可能台数を踏まえ、国・中国地方各県等に協力要請し、予め確保する。

・安定ヨウ素剤の予防的服用

被ばく防止の観点から一斉に速やかに服用できるよう、予め各世帯に配布することなどを至急検討する。[必要に応じて、国に服用基準の検討等も要望する。]

・環境放射線モニタリングの一体的な監視

鳥取県側と島根県側のデータを一体的に監視するシステムの構築は来年度整備

する予定。

- ・緊急時モニタリングセンター（EMC）

緊急時にはモニタリングを一元的に行うため、衛生環境研究所長を母体として、緊急時モニタリングセンターを対策本部に設置する。

- ・高速道路の無料化

料金所での渋滞防止のため、NEXCO西日本等と調整する。

- ・スクリーニング実施場所

自家用車避難のルート上に複数カ所、自家用車の避難を考慮し、総合支援ポイントという観点からスクリーニング会場を設置する。

住民避難計画の概要

原子力安全対策プロジェクトチーム（危機管理局）

1 計画で想定する状況

特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）を想定せずに、何らかのプラント事故により、UPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。

複合災害を考慮し、国道431号が使用できない条件も併せて設定する。

2 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣等の避難指示に基づき、防護対策として避難を実施する。この際、災害時要援護者に配慮する。

避難指示に当たっては、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により（避難できない、車内に閉じ込められる）、住民が被ばくする危険性を防止する。

3 避難の要領

(1) 避難指示等

内閣総理大臣等の避難指示等に基づき、避難等を行うことを基本とする。

(2) 避難の形態

ア 屋内退避（コンクリート屋内退避）

イ 市町村境界を超える避難

要避難地域	避難先地域	避難者数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約3.6万人
米子市	鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町	約2.9万人

コミュニティ単位（自治会単位）でのまとまった避難

ウ 県境界を越える避難

島根県から県内（西部町村、智頭町、若桜町）への避難

(3) 災害時要援護者の避難

施設入所者	・ 一次的に避難する施設を経て、避難先の福祉施設等を確保した後に避難
在宅要援護者	・ 一次的に避難する施設を経て、避難先の福祉施設等を確保した後に避難 ・ 可能な場合は、一般の避難所へ、直接避難
入院患者	・ 避難先の病院を確保した後、避難

(4) 児童生徒等の避難

学校長は、状況に応じて、生徒等全員をUPZ外に避難あるいは校舎内に屋内退避させる。

ただし、避難開始までに時間的余裕があるとき等で、安全が確保されると県が判断するときは、児童生徒等を保護者に引き渡す。

(5) 観光客の避難

速やかに各種手段を通じて事故情報等を伝達し、避難経路等を情報提供し、自主避難を呼びかける。

4 避難誘導等

(1) 避難先

県中部・東部地域に避難する。

市町村が住民への避難広報を行い、避難者を一時集結所へ誘導する。

公共交通機関を使用する場合は、県がバス等によりあらかじめマッチングした避難所へ輸送する。自家用車による避難の場合は、避難の指示にしたがって避難する。

(2) 避難の優先順位

ア 地域

島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

イ 対象者

(7) 乳幼児、小児（未就学児）及び妊婦は、優先的に避難する。

(イ) その他災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

5 避難手段

避難手段の最適な組み合わせにより、迅速かつ的確な避難を実施する。

不足する輸送力は、災害時要援護者を輸送する車両を含めて、あらかじめ関係する機関と調整して必要量を確保する。

自家用車	自家用車を利用できる住民 避難者の多くが自家用車を使用すると想定（※シミュレーション、実態調査等により随時見直す）
公共輸送	バス、JR
福祉車両	災害時要援護者
その他	航空機（入院患者等の優先順位の高い災害時要援護者の避難）、船舶
自衛隊	輸送力が不足する場合等の緊急輸送

6 避難経路

国道9号、米子自動車道、中国自動車道の3経路沿いを主要避難経路として、避難誘導、道路啓開等を重点的に行い、経路を確保する。

7 避難所

(1) 避難施設

県及び避難者を受け入れる市町村が、避難所の確保を行う。避難者と避難所のマッチングは、コミュニティ単位（自治会単位等）を基本とする。

(2) 避難所の運営

あらかじめ確保した避難所について、県有施設は県が、市町村有施設については市町村が避難所の管理・運営を行う。

ただし、県が、食糧及び生活物資の一括調達と避難所（生活物資は市町村が設置する物資集積

所) への配給を行う。

8 スクリーニング等

(1) スクリーニング

主要避難経路沿いに、スクリーニング会場を設け、避難者のスクリーニングと避難者に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。

なお、避難経路においてスクリーニングできなかった避難者については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。

効果的な実施方法については、国の検討結果を待ち、さらに検討を行う。

(2) 安定ヨウ素剤

主に一時集結所において配布するが、自家用車の避難の場合は、スクリーニング会場等で配布する。迅速に服用する手段について、国の検討結果を待ち、さらに検討を行う。

9 安否確認

(1) 安否情報の収集

市町村は、避難者の安否情報を収集し、避難者名簿を作成する。

(2) 安否情報の提供

県及び市町村は、庁舎、避難所等で、安否情報を提供できるようにする。このため、市町村が集めた情報を共有し、問合せに的確に対応する。

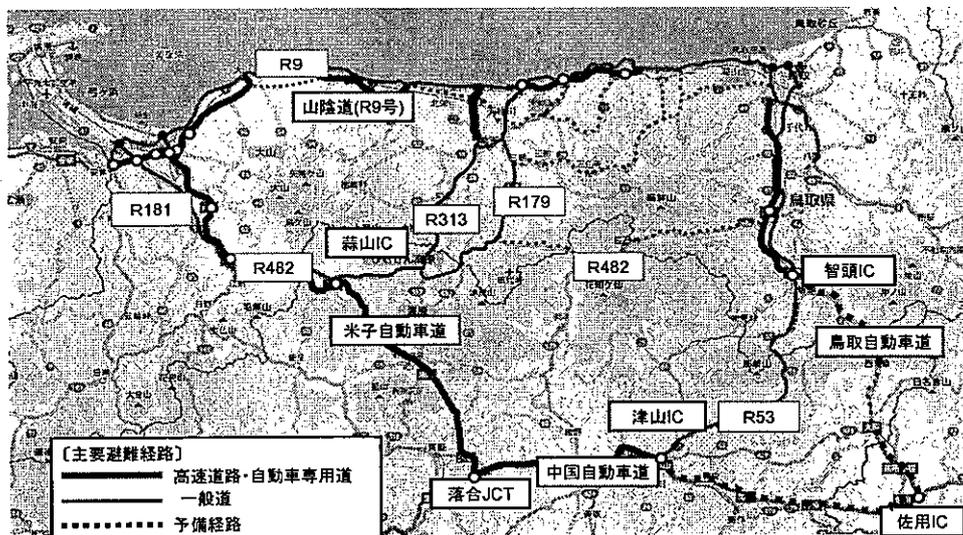
10 広報

国（オフサイトセンター）との役割分担に基づき、県及び市町村は、様々な広報手段を用いて、避難指示及び必要な情報を住民に伝達する。

この際、一時的に滞在中の旅行者等への情報の伝達についても、特に留意する。

(参考)

避難経路



【自家用車・バス】3主要避難経路沿い(国道9号、米子自動車道、中国自動車道)

【JR】境線、(山陰本線:米子駅～倉吉駅・鳥取駅)

鳥取県原子力防災専門家会議委員の利益相反について

平成24年10月11日

危機対策・情報課

県では、県が行う環境放射線等モニタリング及び原子力災害等が発生した際の防災対策について、専門的知見からの指導、助言等を得るため、鳥取県原子力防災専門家会議を設置しています。

同会議は、県民の信頼を得ながら原子力防災を実施することが求められていることから、委員の中立公正性及び透明性を確保するため、利益相反調査を実施しています。

1 対象

- (1) 現在委嘱している在任中の委員
- (2) 今後委嘱する委員

2 方法

原子力規制委員会の委員長及び委員の要件を参考に、県においても同様の要件を作成し、在任中の全委員に対して、調査依頼日時点を含めて要件についての自己申告調査を依頼する。

3 委員の要件の考え方

(1) 委員の欠格要件

- ア 委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等（営利を目的とした者等に限る。以下同じ。）の役員、従業者等であった者
- イ 委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、従業者等であった者
- ウ 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者

(2) 委員の情報公開事項

- ア 個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
- イ 申告日の前直近3年間に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

(参考：鳥取県原子力防災専門家会議委員)

専門分野	氏名	所属	役職
放射線計測・防護	占部逸正	福山大学工学部情報工学科	教授
原子力工学	青山卓史	(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター高速実験炉部	研究主席
放射線治療、放射線物理	内田伸恵	県立中央病院 医療局放射線科放射線治療室	室長
原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎博信	京都大学原子炉実験所	教授
緊急被ばく医療	神谷研二	広島大学 緊急被ばく医療推進センター	センター長
放射線治療、放射線物理	小谷和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授
環境放射能	静間清	広島大学大学院工学研究科	教授
放射能環境動態	藤川陽子	京都大学原子炉実験所	准教授
線量評価	山田裕司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席研究員

「とっとり防災フェスタ2012」の開催について

平成24年10月11日
危機対策・情報課

東日本大震災を踏まえた西部市町村沿岸地域住民の津波避難訓練、地震・津波被害を踏まえた実践的な防災関係機関の訓練及び県民の皆様に参加・体験していただく要素を盛り込んだ「とっとり防災フェスタ2012」を下記のとおり開催します。

1. 目的

県民の防災等に関する意識の向上及び関係機関・団体相互の連携強化等を図る。

2. 主催

「とっとり防災フェスタ2012」実行委員会

(県、市町村、防災関係機関、各種団体・機関等で構成。事務局：鳥取県危機管理局)

3. 日時

平成24年10月28日(日) 10:00～15:00

※津波避難訓練については9:00～12:30の間に各市町村が実施

4. 場所

主会場：夢みなとタワー付近の特設会場(境港市竹ノ内団地)

津波避難訓練：米子市、境港市、日吉津村及び大山町内等

5. 参加機関

鳥取県、西部地区市町村、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関、防災協定締結企業団体等、その他防災関係機関等、岡山県、徳島県、その他出展団体等

(約60機関・団体)

6. 内容

(1) 総合防災訓練

ア 陸上部隊(消防・警察・自衛隊・鳥取DMAT・JAF等)による訓練

○倒壊家屋・車両等からの救急救助訓練等

イ 航空部隊による訓練

○鳥取DMAT搬送訓練(鳥取県ヘリ)

○航空機を活用した津波警戒及び津波情報伝達訓練(鳥取県ヘリ、海上保安庁ヘリ)

ウ 水上部隊の訓練

○海上保安庁の巡視艇及びヘリ並びに岡山県ヘリによる水難救助訓練

○巡視艇への着船訓練(海上保安庁ヘリ・鳥取県ヘリ)

エ 津波避難訓練

○新たな津波被害想定に基づき、米子市、境港市、大山町、日吉津村の各地区で住民避難訓練及び避難所運営訓練等を実施。

○津波被害沿岸地区への避難所運営支援及び情報伝達訓練等(伯耆町・江府町・南部町・日南町・日野町)

オ 広域連携訓練

○岡山県、徳島県から現地連絡員の派遣により住民避難訓練の評価を実施

(2) 防災関係機関等のブース出展、資機材・車両等の展示等

防災関係機関等がブース出展し、各機関の活動PR、防災関係車両・資機材などの展示や来場者体験ができる催しなどを行う。

特設コーナーとして災害時要援護者疑似体験による災害体験コーナーを設置。

(3) 炊き出し配布、地元の食・物産品販売

自衛隊（カレー）、徳島県（なっとくしま号：そば米汁）などの炊き出し配布

地元の食材を使ったハンバーガーやヤキソバなど飲食販売、特産品等の販売

(4) 防災写真展示

過去に発生した災害の記録や関係機関の活動、防災に関する知識や普及啓発を図るため、防災写真展示を行う。（平成24年10月19日～28日）

〔場所〕 夢みなとタワー 多目的ホール

(5) その他

主会場ステージにて、開会式において地元幼稚園の鼓笛隊演奏、県警察音楽隊の演奏、地元団体等による太鼓や音楽演奏、自主防災組織等知事表彰、国際まんが博のPR（パードプリンセス）などを実施。

全体スケジュール

ステージ	訓練エリア	展示・体験エリア 食・物販エリア	津波避難訓練	防災写真展示
10:00 オープニング ○聖心幼稚園の鼓笛隊演奏 ○知事あいさつ ○境港市長あいさつ 10:30 まんが博PR 11:00 東日本大震災復興支援ソング 12:00 自主防表彰 12:30 警察音楽隊演奏 13:50 ジャズ演奏 14:20 太鼓演奏 14:45 フィナーレ ○自治会長あいさつ 15:00 閉会	■地上訓練(救助救急訓練) 9:30～14:30 ○埋没救出(狭隘空間進入訓練等) ○耐火建物救出(コンクリート破壊救出等) ○車両救出 (重量物移動・切断救出等) ○孤立者救助 (ロープレスキュー等) ■ヘリコプター訓練 10:50～11:20 岡山県ヘリ 11:30～11:50 海保ヘリ 11:50～12:05 鳥取県ヘリ ■巡視船訓練 ○救命救助訓練 ○ヘリ着艦訓練	7:30～10:00 準備 10:00 出展開始 ○各ブース展示・体験 ○炊出し ○食・物販ブース ○スタンプラリー ○特設コーナーで災害時要援護者疑似体験による災害体験 (13:00～15:00) 15:00 終了・撤収	西部各市町村で訓練開始9:00～ 訓練終了 (最終12:30)	10月19日～28日 17時まで (夢みなとタワー内)

フェスタ主会場



津波避難 受援・支援市町村

